

## 小浜市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスC事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業要綱」という。）第4条第1号ア（エ）に規定する訪問型サービスC事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、高齢者に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じた適切なプログラムを実施することによって、要介護状態等となることの予防、要支援状態の軽減または悪化の防止および地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は小浜市とする。ただし、当該事業に係る業務の全部または一部を適切なサービスが提供できる事業者（以下「訪問型サービスC事業者」という。）に委託することができる。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4各号に掲げる被保険者のうち、病気やけがにより状態が低下し、次の何れかに該当する者とする。

- (1) 体力の改善に向けた支援が必要な者
- (2) 健康管理の維持改善に支援が必要な者
- (3) 閉じこもりに対する支援が必要な者
- (4) ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な者

### (事業の内容)

第5条 事業の内容は、前条に規定する対象者のうち、介護予防ケアマネジメント（総合事業実施要綱第4条第1項ウに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）に基づき、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅等で行うサービスであって、次に掲げるものとする。

- (1) 体力の改善に向けた指導
- (2) 健康管理の維持・改善に向けた指導

(3) 閉じこもり改善に向けた指導

(4) ADLやIADLの改善に向けた指導

(利用回数等)

第6条 事業の利用回数および時間は、介護予防ケアマネジメントに基づき、原則、2週間に1回かつ月2回を限度とし、提供時間は30分から60分程度とする。

2 実施期間は、利用開始日より3か月から6か月とし、同一の利用者に対する事業の利用については、原則として、同一年度において、1回に限るものとする。

(事業受託等の申請)

第7条 事業を受託しようとする事業者は、訪問型サービスC事業届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付表

(2) 業務に直接従事する従事者名簿

(3) 事業所の平面図、外観および内部の様子がわかる写真

(4) 誓約書

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第8条 訪問型サービスC事業者は前条の規定に基づく届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに訪問型サービスC事業変更届出書(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。

(サービス単価)

第9条 事業のサービス単価は次に定める額とする。

(1) 30分程度2,020円

(2) 60分程度4,040円

(利用料等)

第10条 利用者は、総合事業要綱第8条第1項に定める利用料を負担しなければならない。

2 前項の利用料のほか、事業の実施の際に実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料および前項の実費は、利用者が訪問型サービスC事業者に直接納付するものとする。

(費用の請求)

第11条 訪問型サービスC事業者は、事業を提供したときは、当該月分をまとめて事業提供の分かる書類を翌月10日までに提出するとともに、当該月の利用実績に応じた利用料を翌月末日までに市に納付するものとする。

2 市長は前項の規定による実績報告があったときは、10日以内に委託業務の完了確認のための検査を行わなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、前項の規定による検査に合格したときは、当該月分の請求書を市長に提出し、市長は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(費用の返還)

第12条 訪問型サービスC事業者が偽りその他不正の手段によって、当該費用の支払いを受けた場合は、当該費用の全部または一部を返還させることができる。

(従事者の員数)

第13条 従事者は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士または歯科衛生士等とする。どの職種が従事するかは、訪問型サービスC事業者が定めることとする。ただし、利用者一人に対する従事者は、同一の者が望ましい。1回のサービス実施に複数名が従事しても構わないが、1回当たりの委託料金は、変更がないものとする。

2 訪問型サービスC事業者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき事業従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

3 訪問型サービスC事業者が、介護保険における訪問看護等のサービス提供を実施している場合は、別に指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営のに関する基準（平成11年厚生省令第37号）を満たす必要がある。

(管理者)

第14条 訪問型サービスC事業者は、常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備および備品等)

第15条 訪問型サービスC事業者は、事業を提供するために必要な場所および事業の運営を行うために必要な設備および備品を備えなければならない。

(個別サービス計画の作成)

第16条 訪問型サービスC事業者の管理者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスC個別サービス計画を作成するものとする。

(内容および手続きの説明ならびに同意)

第17条 訪問型サービスC事業者は、事業の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 訪問型サービスC事業者は、事業の提供にあたっては、利用者に係る介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と連携すること等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第19条 訪問型サービスC事業者は、事業を提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、事業の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第20条 訪問型サービスC事業者は、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント計画(介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下「介護予防サービス計画等」という。)が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスCを提供しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 訪問型サービスC事業者は、事業を提供した際には、当該事業の提供日および内容を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(緊急時等の対応)

第22条 従事者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族および関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第23条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 訪問型サービスCの利用定員
- (5) 訪問型サービスCの内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第25条 訪問型サービスC事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第26条 訪問型サービスC事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た

利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、当該訪問型サービスC事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 訪問型サービスC事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第27条 訪問型サービスC事業者は、提供した事業に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 訪問型サービスC事業者は、提供した事業に係る利用者およびその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 訪問型サービスC事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止または休止の届出および便宜の提供)

第29条 訪問型サービスC事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した訪問型サービスC廃止・休止届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、または休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、または休止しようとする理由
- (3) 現に事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問型サービスC事業者は、前項の規定による事業の廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業を受けていた者であつて、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な事業等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービスC事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、事業の実施に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。